

2019年（令和元年）6月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2019年（平成31年）1月30日付けで諮問された、「行政不服審査法第31条の『口頭意見陳述』を藤沢市情報公開審査会答申後に実施する運用決定に至る理由及び根拠規程等が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「行政不服審査法第31条の『口頭意見陳述』を藤沢市情報公開審査会答申後に実施する運用決定に至る理由及び根拠規程等が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（平成31年）1月21日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（平成31年）1月15日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第10条の規定により、「行政不服審査法第31条の『口頭意見陳述』を藤沢市情報公開審査会答申後に実施する運用決定に至る理由及び根拠規程等が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月21日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

審査庁による口頭意見陳述を藤沢市情報公開審査会からの答申の後に実施することとした理由、根拠規程等について記載した文書は作成していないことか

ら、請求に係る行政文書は、作成しておらず存在しません。

- (3) 審査請求人は、同月28日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月30日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、情報公開条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」で「審査庁による口頭意見陳述を審査会からの答申の後に実施することとした理由、根拠規程等について記載した文書は作成していないことから、請求に係る行政文書は、作成しておらず存在しません。」とするが、市民の権利である審査請求に係る審理手続について行政文書を作成しないことを理由として、公開拒否することは違法不当である。

2017年（平成29年）3月27日付け審査会答申第74号のなお書きには、「実施機関は、政策会議は資料及び議事概要から結果は判断できるよう対応を図っているとして議事録を作成していない。しかしながら、そもそも政策会議は、藤沢市庁議規則に基づき市政運営の基本方針及び市政の重要施策等を議題とし、『意思決定を要する重要事項（市政の基本方針、重要政策等）』『市議会に提出する議案等』『重要な事項の報告（意思決定をした事項の経過報告等）』『その他市長が必要と認めた事項』が付議事項とされている会議であり、実施機関によると、仮に付議案件が報告事項等であっても、会議において内容等が変更及び修正される可能性は否定できないということである。このような可能性に鑑みると、実施機関は、公文書等の管理に関する法律第4条及び、平成29年4月1日に施行される藤沢市公文書等の管理に関する条例第3条の規定の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、仮に議事内容が報告事項等のみであったとしても、政策会議の議事録を作成すべきであることを申し添える。」とある。

2017年（平成29年）11月27日付け審査会答申第76号のなお書きには、「審査請求人の主張は審査会の結論に影響を与えるものではないが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年藤沢市条例第6号。以下「公文書等管理条例」という。）が2017年（平成29年）4月1日に施行されたことから、今後は同条例の本旨に照らした適切な運用が一層徹底されることを望むものである。」とある。

2018年（平成30年）10月29日付け審査会答申第80号には、「非公開理由に該当することを理由として行政文書を作成しない（行政文書に記載しない）とすることは、『市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源である』、『市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする』との公文書等管理条例の目的（同条例第1条）に反し、実施機関は自らに不都合な内容の行政文書は作成しないのではないかと、との疑念すら市民に抱かせかねない。」とある。

2018年（平成30年）12月17日付け審査会答申第81号の付言には、「実施機関が、独自の判断で行政文書を作成しなくてよい場合に該当するとして、行政文書を作成しないとすることは、『市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な作成、適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市民の知る権利の保障に寄与し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること』との公文書等管理条例の目的（同条例第1条）に反し、実施機関は、その裁量で、行政文書を作成しなくてよいと判断することができるのではないかと、との疑念すら市民に抱かせかねない。」とある。

前述の審査会答申のなお書きや付言を実施機関が真摯に受け止めず、組織共有して理解していないことは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条「行政の適正な運営を確保すること」の目的が達成されておらず、不当である。

イ 行政文書を作成せず不存在とする場合には、情報公開請求の内容に照らし、不作成である法的根拠等の具体的かつ説得的な説明をすべきである。

本件審査請求及び本件処分は、実施機関と審査庁が同じ総務部行政総務課であることから、本件処分の行政文書公開拒否決定と本件審査請求の諮問決定について、いずれも総務部長が決裁している。このことは、行政不服審査法を理解しているとは言えず、決裁責任者のかかる認識では審査請求制度・

情報公開制度の運用が恣意的になりがちであり、不当である。

市民の権利である審査請求に係る審理手続について、法的根拠もなく恣意的に手続を進めていることは、違法に近く不当である。

ウ 2018年（平成30年）11月12日以前は、審査庁による口頭意見陳述は実施されておらず、なぜ、審理手続が変更されたのか、実施機関には市民等に対して説明の責務がある。行政不服審査法の審査請求は国民の権利であることから、実施機関は審理手続について調査（他市の状況等）・検討審議経過が検証できる文書及び市民がわかるように「情報公開に係る審査請求手続の流れ」の文書を残すべきである。

審査庁は、審査会の答申後、裁決を行うまでの間に審査庁として口頭意見陳述を実施することとし、2018年（平成30年）11月13日に初めての口頭意見陳述を実施した。審査庁が行政不服審査法の審理手続を踏まず、同法第31条「口頭意見陳述」の審査請求人申出を審査会の答申後実施することは、審査請求人の実施機関に対する質問回答に対する反論の機会（口頭意見陳述記録を参考に審査会への意見書作成ができない）を奪うことで権利侵害であり、違法不当であることを申し添える。審査庁は同条に基づく口頭意見陳述を審査会への諮問の前に実施すべきである。

本件処分は情報公開条例第12条（理由付記等）及び藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）第13条（不利益処分の理由の提示）に違反しているものといえるので、「本件処分を取り消す」との答申を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分を行った理由は「2事実（2）〈拒否する理由〉」で述べたとおりである。
- (2) 口頭意見陳述については行政不服審査法第31条で規定されている。藤沢市の情報公開請求の審査請求に関しては情報公開条例第18条に基づき、審査会に諮問することとなっていることから、行政不服審査法第9条第3項に基づき「審理員」を「審査庁」と読み替える規定が適用されている。審査庁から諮問を受けた審査会において審査請求の審理手続の保障が図られ、行政不服審査法第31条で規定する口頭意見陳述と同等の口頭意見陳述が情報公開条例第23条に基づき審査会において行うことが保障されていることから、行政不服審査法に基づく審査請求人の権利は保障されているものと考えてい

る。審査会からの答申後に審査庁として口頭意見陳述を行うことが、審査請求人の権利を制限しているとは考えていない。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がなく、認められないことから、「実施機関の処分は妥当である。」との答申を求める。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件請求について

本件請求は、「行政不服審査法第31条の『口頭意見陳述』を藤沢市情報公開審査会答申後に実施する運用決定に至る理由及び根拠規程等が検証できる起案文書一式」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

### (2) 本件処分について

実施機関は、請求に係る行政文書は作成しておらず不存在であるとして本件処分を行った。

### (3) 本件請求文書の存否について

実施機関は、審査庁が口頭意見陳述を審査会からの答申の後に実施することとした理由、根拠規程等について記載した文書は作成していないとしている。実施機関が審査会からの答申後に実施した口頭意見陳述は、行政不服審査法第31条に規定するものではなく、審理手続が変更された事実もないため、その運用決定に詳細な審議を経る必要がないとしたことは不当であるとまではいえない。したがって、請求に係る行政文書は作成しておらず、本件請求に係る行政文書が存在しないとされた、実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 1. 15	行政文書公開請求受付
1. 21	行政文書公開拒否決定処分
1. 28	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
1. 30	実施機関から審査会へ諮問書の提出
2. 19	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
2. 26	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
3. 4	審査請求人から審査会へ意見書 2 の提出
3. 25	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
5. 27	審議
6. 10	答申

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2018年2月1日～2020年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法学部客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者